

事 務 連 絡  
平成 27 年 3 月 27 日

各 検 疫 所 御 中

医薬食品局食品安全部監視安全課

B S E 発 生 国 等 から 輸 入 さ れ る ゼ ラ チ ン 及 び コ ラ ー ゲ ン の 原 材 料 の 取 扱 い に つ い て

標記については、本日付け食安監発 0327 第 2 号「牛海綿状脳症（B S E）発生国等から輸入される牛由来ゼラチン及びコラーゲン等の取扱いについて」により取扱うこととしているところですが、平成 26 年 12 月 24 日付け「薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会伝達性海綿状脳症対策部会報告について」の 6（エ）「国境措置」において、評価済み国で飼養された牛の皮及び骨については、国内の施設においてゼラチンもしくはコラーゲンに加工されることを条件として輸入を認めることとされたところです。

については、国内における監視指導を適切に実施するにあたり、ゼラチン及びコラーゲンの原材料となる牛の皮及び骨の届出があった場合には、届出控及び B S E 発生国から輸入される牛由来原材料に係る用途計画書について検疫所業務管理室を通じて当課まで連絡するようよろしくお願いします。